

スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

心の支援課

1 事業目的

いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対応するため、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、地域や専門機関等と連携して困難を抱える児童生徒を取り巻く環境の改善に向けた総合的な支援をする。

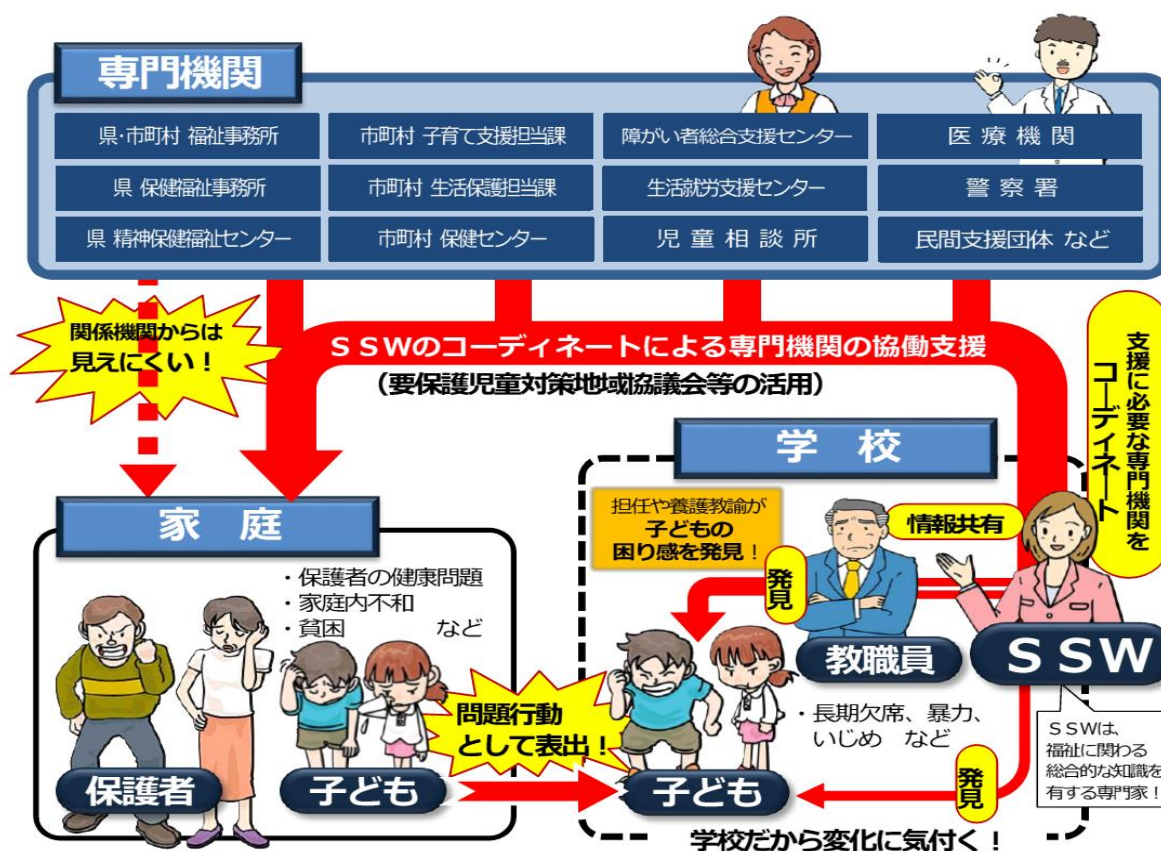
2 事業内容

5教育事務所（東信、南信、南信飯田、中信、北信）にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、教育事務所に「いじめ・不登校地域支援チーム」を組織し、教育事務所長の指示により市町村教育委員会や学校からの派遣要請に応じ、生徒指導専門指導員やいじめ・不登校相談員等と協力して、学校だけでは解決困難なケースに対応する。また市教育委員会への派遣を拡充し、市の福祉部局と連携して早期発見、早期支援のネットワーク構築を目指す。

令和2年度より各教育事務所において経験豊富なSSWによるSV指導体制を構築しており、多様化・複雑化するケースを迅速・的確に支援する。

【SSWの主な業務】

- ・福祉に関する専門的な助言を必要とするケースに介入し、関係機関との連携や調整を行う。
- ・地域における支援体制の整備を図る。（要保護児童対策地域協議会の活用）



3 配置時間等

【拡充内容】	令和2年度	令和3年度	令和4年度
配置時間（総時間数）	20,322 時間	21,383 時間	22,350 時間
配置人数	35人	35人	37人

（参考） H21: 4人 → H22: 5人 → H25: 8人 → H28: 18人 → H29: 24人 → H30: 30人 → R01: 36人